

# もうたえられません 負担が3重、4重に

市民税 国保料 介護保険 障害者1割負担

庶民大増税

雪だるま式の負担増  
公明が言い出し、  
自・公一体で推進

「市民税が4,000円から64,000円にあがった」住民税課税になって、国保料、介護保険料・利用料など様々なものが上がった」  
「納税通知書を見てびっくり。所得が増えないのに負担ばかり多くなる」など悲鳴が

## まだまだ続く負担増

- 定率減税廃止
- ・所得税（07年1月）・住民税（07年6月）
- 介護保険料引き上げ（毎年3月07年～08年）
- ・現役世代分
- 医療保険制度の改悪
- ・現役並み所得高齢者の3割負担（06年10月）
  - ・長期入院高齢者の負担増（同上）
  - ・高額療養費の自己負担限度引き上げ（同上）
  - ・70～74歳の2割負担（08年4月）
  - ・75歳以上の高齢者の医療保険制度額の創設（同上）
- 高齢者の住民税非課税限度廃止（07年～08年）
- 年金制度の改悪（07年～08年）
- ・厚生・共済年金保険料引き上げ（07年9月、08年9月）
  - ・国民年金保険料引き上げ（07年4月、08年4月）

## 市民税は145億円の増税 ある区では、650人の市民が相談に 電話も鳴りっ放し

- 影響を受ける人数とその額**
- ・ 高齢者控除（48万円、所得1,000万円以下の場合）を廃止  
24万人に27億円増
  - ・ 公的年金控除（最低140万円を120万円）引き下げ  
10万人に12億円増
  - ・ 高齢者非課税（所得125万円以下）の廃止 4万人に2億円増
  - ・ 定率減税の縮減 172万人に104億円増

## 介護保険もアップ 障害者利用料1割負担に

介護保険料は値上り、一方、介護度が軽度の方は、サービス利用に制限。障害者の方は、「自立支援」のもとで1割負担が大変な負担になり、施設運営では、1～2割もの収入減に

## こんなにあがった国民健康保険料 激変緩和策なくなりさらに値上げも

| 高齢者世帯の保険料増加額 | 負担増世帯数  |
|--------------|---------|
| 4万円未満        | 171,000 |
| 4万円以上7万円未満   | 15,000  |
| 7万円以上        | 1,000   |
| 合計           | 187,000 |

緩和措置として、公的年金控除適用者は、4,000円、高齢者控除適用者は、9,000円、公的年金等及び高齢者控除適用者は、13,000円が今年度だけ特別控除される場合があります。

# 市民生活を応援する日本共産党横浜市議団の提案

日本共産党横浜市会議員団は、横浜市に対して、緊急の申し入れを行いました。

### 高齢者に対する負担増の中止などを求める申し入れ

1. 高齢者の大増税はただちに中止・見直しし、実施予定の増税も、凍結するよう国に求める。
2. 急激な増税となる高齢者世帯への市民税軽減策を創設する。
3. 増税の年金生活者世帯の国民健康保険料負担増の緩和施策を拡充する。
4. 介護保険料などの軽減措置を拡充・創設し、特別養護老人ホームなど介護施設入所者の利用者負担の減免措置を拡充するなど。

### 介護保険法に関する申し入れ

1. 要支援など、軽度の要介護者の増加が予測される中、「介護予防プラン」作成が滞りなく行われるよう、地域包括支援センターに対し必要な体制を確保する。
2. 10月1日より介護ベッド等の福祉用具が利用できなくなる「要支援1・2」「要介護1」の利用者に対して、継続して使用でき

- るよう財政措置を講じる。
3. 「障害者認定制度」利用により、市民税軽減による介護保険料の負担軽減が図れるよう、認定基準を引き下げるとともに、制度の周知徹底を講じることなど。

### 障害者自立支援法に関する申し入れ

1. 利用者負担軽減措置は、医療に適用し、対象者を広げる。
2. 施設運営費「日払い方式」等による減収補てんなど、現行の施設運営に支障をきたさないよう対応を図る。
3. 地域生活支援事業に移行することにより、地域作業所、精神障害者生活支援センター、ガイドヘルパーなど、現行サービス水準が低下しないよう、財政支援をおこなうことなど。



市民団体と懇談する党市議団

# こんにちはは日本共産党です

## ご存知ですか 各種減免制度

新たな増税が、市民の暮らしをますます苦しくしています。国または地方自治体で制度化された減免制度を大いに活用し、生活を守っていきましょう。詳しくは日本共産党市議団(電話671-3032)もしくは以下の問い合わせ先にご相談ください。



活用には申請が必要です

| 制度  | 減免概要                  | 対象・方法   | 問い合わせ先                         |       |    |    |    |     |       |       |       |       |     |       |       |       |       |  |
|---|-----------------------|---|--------------------------------|-------|----|----|----|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|--|
| 国民健康保険<br>           | 保険料の減額<br>保険料納付が困難なとき | <ul style="list-style-type: none"> <li>2割減額対象者は送付される減額申請書を提出すること。</li> <li>災害・失業・倒産、その他の事情で保険料を納めることが困難なとき、保険料の減免が受けられる。</li> </ul>   | 各区役所<br>保険年金課保険係               |       |    |    |    |     |       |       |       |       |     |       |       |       |       |  |
| 市民税<br>              | 市民税の減免                | 生活保護世帯に準ずるものに認定された場合。<br>(例) 前年の収入額が <ul style="list-style-type: none"> <li>65歳で単身世帯 1,628,390円以下</li> <li>65歳で夫婦2人世帯 2,329,200円 "</li> </ul>   | 各区役所<br>課税課市民税係                |       |    |    |    |     |       |       |       |       |     |       |       |       |       |  |
| 介護保険<br>           | 介護保険料の減免              | 減免申請時、生活保護を受けておらず、以下の要件に該当する方は、保険料が2分の1に減額。<br>年間収入見込額が、単身世帯120万円以下<br>2人世帯170万円以下  | 各区役所<br>保険年金課保険係               |       |    |    |    |     |       |       |       |       |     |       |       |       |       |  |
|   | 施設サービスの食費・部屋代の負担軽減    | 低所得の方(利用者負担第一段階～第三段階)が、申請すると「介護保険負担限度額認定証」が交付され、それを施設に提示すると部屋代・食費が軽減。   | 各区役所<br>保険年金課保険係               |       |    |    |    |     |       |       |       |       |     |       |       |       |       |  |
|   | 施設サービスの食費・部屋代の特例減額措置  | 夫婦のどちらかが施設に入所している市民税課税世帯。年間収入から施設の利用負担(1割負担、食費、部屋代)を除いた額が、80万円以下であることを要件に、申請により、食費、部屋代の負担が、減額される。   | 各区役所<br>保険年金課保険係               |       |    |    |    |     |       |       |       |       |     |       |       |       |       |  |
|   | 在宅サービス利用料の軽減          | 低所得者で特に介護保険利用料の負担が困難な方に、訪問介護など在宅サービスの利用者負担10%を、5%または3%に軽減。<br>年間収入150万円以下(単身世帯の場合)  | 各区役所<br>保険年金課保険係               |       |    |    |    |     |       |       |       |       |     |       |       |       |       |  |
|   | 社会福祉法人によるサービス利用料軽減    | 横浜市高齢施設課に申請し、確認書をもらい、施設に提示。<br>年間収入150万円以下(単身世帯の場合)   | 健康福祉局高齢施設課<br>671-2408         |       |    |    |    |     |       |       |       |       |     |       |       |       |       |  |
|   | 高額介護(介護予防)サービス費払い戻し   | 利用料負担が高額になる場合、一定の額を超えた分は、申請により後日払い戻しになる。自己負担限度額は、収入により4段階に分かれる。   | 各区役所<br>保険年金課保険係               |       |    |    |    |     |       |       |       |       |     |       |       |       |       |  |
| 国民年金<br>           | 保険料の免除と減額             | <ul style="list-style-type: none"> <li>前年収入が一定以下で、保険料が納められない場合。<br/>(例) 3人扶養(夫婦・子2人)収入257万円は全額免除、486万円は4分の1に免除</li> <li>障害基礎年金の1級2級、生活保護受給者は、届出により全額免除。</li> </ul>  | 各区役所<br>保険年金課国民年金係             |       |    |    |    |     |       |       |       |       |     |       |       |       |       |  |
| 就学援助<br>           | 学用品・校外活動費給食費・修学旅行費    | 収入または所得が以下の場合。<br><table border="1" data-bbox="724 1948 1362 2085"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総収入</td> <td>381万円</td> <td>451万円</td> <td>506万円</td> <td>573万円</td> </tr> <tr> <td>総所得</td> <td>251万円</td> <td>307万円</td> <td>351万円</td> <td>404万円</td> </tr> </tbody> </table> | 世帯人員                           | 2人    | 3人 | 4人 | 5人 | 総収入 | 381万円 | 451万円 | 506万円 | 573万円 | 総所得 | 251万円 | 307万円 | 351万円 | 404万円 | 教育委員会<br>学校支援・地域連携課<br>就学係<br>671-3270 |
| 世帯人員  | 2人                    | 3人  | 4人                             | 5人    |    |    |    |     |       |       |       |       |     |       |       |       |       |  |
| 総収入   | 381万円                 | 451万円   | 506万円                          | 573万円 |    |    |    |     |       |       |       |       |     |       |       |       |       |  |
| 総所得   | 251万円                 | 307万円   | 351万円                          | 404万円 |    |    |    |     |       |       |       |       |     |       |       |       |       |  |
| 授業料<br>            | 市立高校授業料の全額・半額免除       | 生活保護に準ずる収入の場合、全額または半額免除になる。   | 各高校事務室<br>教育委員会総務課<br>671-3261 |       |    |    |    |     |       |       |       |       |     |       |       |       |       |  |
| 障害者に準ずる方の障害者控除<br> | 所得税、住民税の控除が受けられる      | 65歳以上で、身体障害者・知的障害者に準ずるという認定を受けた場合や、6ヶ月程度以上寝たきりで、日常生活に支障のある方。  | 各福祉保健センター<br>サービス課福祉保健相談係      |       |    |    |    |     |       |       |       |       |     |       |       |       |       |  |
| 市営住宅<br>           | 家賃減免                  | 世帯収入が(生活保護基準額+市営住宅家賃)以下の場合。一年間のみ。   | まちづくり調整局住宅管理課 671-3976         |       |    |    |    |     |       |       |       |       |     |       |       |       |       |  |

### 各区役所へのお問い合わせは

|                |              |              |              |               |
|----------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 青葉区 978-2323   | 旭区 954-6161  | 泉区 664-2525  | 磯子区 750-2323 | 神奈川区 411-7171 |
| 金沢区 788-7878   | 港南区 644-2525 | 港北区 540-2323 | 栄区 894-8181  | 瀬谷区 367-5656  |
| 都筑区 948-2323   | 鶴見区 510-1818 | 戸塚区 866-8484 | 中区 224-8181  | 西区 320-8484   |
| 保土ヶ谷区 334-6262 | 緑区 930-2323  | 南区 743-8282  |              |               |

各区の総合案内にお問い合わせ下さい。